公　　示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 11 月 5 日

第七管区海上保安本部長
大達　弘明（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名　　称　　九州地方整備局 苅田港湾事務所
　　住　　所　　福岡県京都郡苅田町港町 28 番 2 号

（2）名　　称　　第七管区海上保安本部
　　住　　所　　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 10 号

2　水路測量を実施する区域及び期間

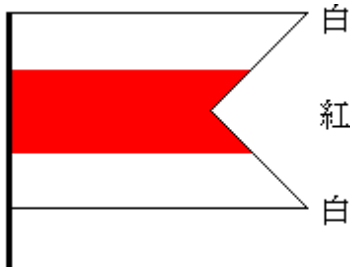
（1）区　　域　　苅田港（新松山地区）泊地（付図に示すとおり）
（2）期　　間　　令和 8 年 11 月 20 日から
　　令和 8 年 12 月 11 日までのうち２日間

3　水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

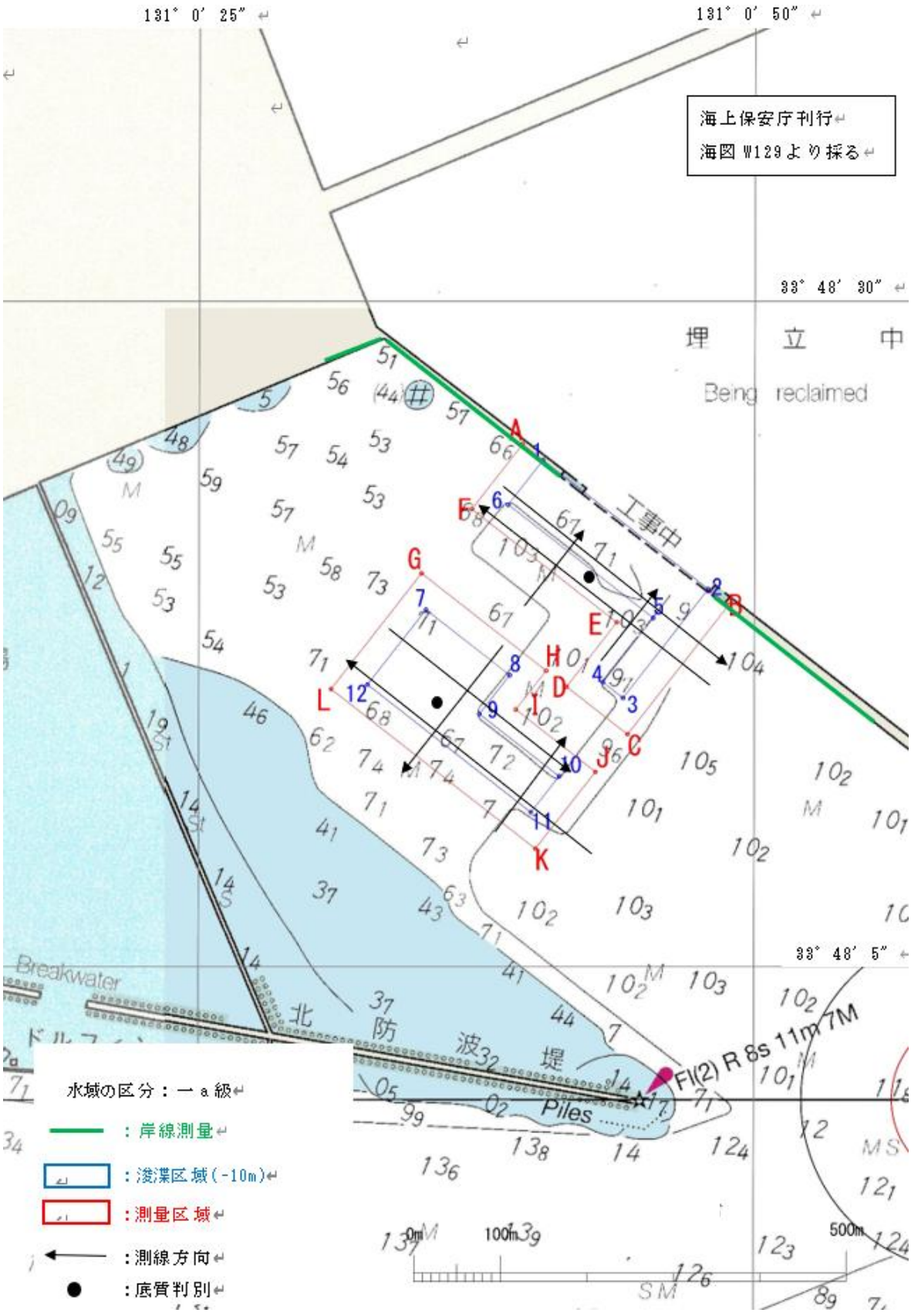
4　航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚



（2）七管区水路通報に掲載する。

付図


131° 0′ 25″
131° 0′ 50″
33° 48′ 30″
33° 48′ 5″
海上保安庁刊行
海図 W129より採る
埋 立 中
Being reclaimed
工事中
A
B
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
Breakwater
北防波堤
Piles
Fl(2) R 8s 11m 7M
水域の区分：一ａ級
：岸線測量
：浚渫区域(-10m)
：測量区域
：測線方向
：底質判別
0m
100m
500m